

定 款

改正	昭和54年	6月29日
改正	昭和54年	9月28日
改正	昭和57年	6月30日
改正	昭和60年	6月27日
改正	昭和61年	6月30日
改正	平成 3年	6月27日
改正	平成 6年	6月29日
改正	平成 8年	6月27日
改正	平成10年	6月26日
改正	平成14年	6月27日
改正	平成15年	6月27日
改正	平成16年	6月29日
改正	平成17年	6月29日
改正	平成18年	6月29日
改正	平成21年	6月26日
改正	平成27年	6月26日
改正	平成29年	6月22日
改正	平成30年	6月21日
改正	令和 4年	6月22日

第1章 総 則

- 第1条 商 号
- 第2条 目 的
- 第3条 本店の所在地
- 第4条 機 関
- 第5条 公告方法

第2章 株 式

- 第6条 発行可能株式総数
- 第7条 単元株式数
- 第8条 単元未満株式についての権利
- 第9条 株主名簿管理人
- 第10条 株式取扱規程

第3章 株主総会

- 第11条 株主総会の招集
- 第12条 定時株主総会の基準日
- 第13条 招集権者及び議長
- 第14条 決議の方法
- 第15条 議決権の代理行使
- 第16条 議事録

第17条 電子提供措置等

第4章 取締役及び取締役会

第18条 員 数

第19条 選 任

第20条 任 期

第21条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力

第22条 代表取締役及び役付取締役

第23条 取締役会規程

第24条 取締役会の招集権者及び議長

第25条 招集通知

第26条 決 議

第27条 議事録

第28条 取締役の責任免除

第5章 監査等委員会

第29条 常勤監査等委員

第30条 監査等委員会規程

第31条 招集通知

第32条 決 議

第33条 議事録

第6章 計 算

第34条 事業年度

第35条 剰余金の配当等の決定機関

第36条 剰余金の配当の基準日

第37条 配当の除斥期間

第7章 会計監査人

第38条 選任方法

第39条 任 期

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、ホクシン株式会社と称し、英文名では HOKUSHIN CO., LTD. とする。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 合板並びに単板製造及び売買
- (2) 繊維板製造及び売買
- (3) 繊維板の輸入及び売買
- (4) 床材、壁材等の各種建築材料の製造及び売買
- (5) 建具、キッチン等の住宅設備機器の製造及び売買
- (6) 家具の輸入並びに製造及び売買
- (7) 不動産の売買・管理・賃貸借及びその仲介
- (8) 不動産の利用及びその開発
- (9) 土木建設工事の設計・施行及び請負業
- (10) 植林及び木材の売買
- (11) 全各号に附帯又は関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪府岸和田市に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、99,713,700株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 11 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。

第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
3. 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

第 14 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条 (議決権の代理行使)

株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 16 条 (議事録)

株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録する。

第 17 条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (員数)

当社の監査等委員である取締役以外の取締役は 6 名以内、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

第 19 条 (選任)

取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については累積投票によらない。

第 20 条 (任期)

監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力)

補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長 1 名を選定する。また、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。

第 23 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第 24 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。

2. 議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。
3. 議長以外の取締役は、会議の目的たる事項を記載した書面を社長に提出して、取締役会の招集を請求することができる。

第 25 条 (招集通知)

取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (決 議)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 28 条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条 (常勤監査等委員)

監査等委員会の決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。

第 30 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監

査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 31 条 (招集通知)

監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条 (決 議)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

第 33 条 (議事録)

監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。

第 6 章 計 算

第 34 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 35 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

第 36 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 37 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 7 章 会計監査人

第 38 条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 39 条 (任 期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

附 則

第1条 平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除については、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

第2条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。